

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 農業科実習（生産科学科：養牛）のため肥育用素牛の購入 ・黒毛和種／雌牛、去勢牛 ・体重／250kg程度 ・月齢／8～10ヶ月齢程度 ・頭数／7頭 JA全農岐阜飛騨家畜流通センター、JAめぐみの関家畜流通センターで開催される市場にて、実習に相応しい素牛を購入する。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 あらゆる点において公正かつ透明性が確保できる市場（セリ）で素牛を購入したいが、本校は市場への参加資格が無く直接購入することはできない。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明 本校所在地を管轄するめぐみの農業協同組合は、市場へ参加できる家畜商の有資格者であるため、同組合に競り落としてもらうことで素牛の購入が可能となる。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。